

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(熊本市立野外教育施設条例の一部改正)

第1条 熊本市立野外教育施設条例（昭和50年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「義務教育学校の児童及び生徒並びに」を「小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者及び」に改め、同条第2号中「義務教育学校の児童又は生徒」を「小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者」に改め、同条第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改める。

(熊本市立学校施設使用条例の一部改正)

第2条 熊本市立学校施設使用条例（平成5年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第3項中「児童」の次に「並びにこれらに準ずる者」を加える。

(熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条の3第1項第1号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特

別支援学校の小学部（以下「小学校等」という。）を加え、同項第２号中「小学校」を「小学校等」に改める。

第７条の４第１項、第２項及び第３項中「小学校」を「小学校等」に改める。

（熊本市軌道条例の一部改正）

第４条 熊本市軌道条例（平成１３年条例第４６号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項第１号ア中「中学生」を「中学校又はこれに準ずるものに就学している者」に改め、同号イ中「小学生」を「小学校又はこれに準ずるものに就学している者」に改める。

（熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第５条 熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第９３号）の一部を次のように改正する。

第５１条第２項中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を加える。

（熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第６条 熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第１０５号）の一部を次のように改正する。

第５４条第２項第５号、第６０条第９号及び第１１０条第８号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

（熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第７条 熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第６０号）の一部を次のように改正する。

第１０条第３項第４号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

（提出理由）

学校教育法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第４６号）の施行による学

校教育法（昭和２２年法律第２６号）の一部改正等に伴い、関係条例の規定の整備
をするため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。